

関係各位

京都府病虫害防除所長
(公 印 省 略)

**植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく措置（たけのこのノメイガ類に
対する防除）について**

令和 7 年 9 月 1 日現在、たけのこのノメイガ類に登録農薬はありませんが、植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく措置として、たけのこのノメイガ類に対する防除には、当面の間、下の表に記載された農薬を使用することができます。購入した農薬の登録内容を遵守することで、出荷停止等、流通に支障が生じることはありません。

なお、植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく措置が終了した際には、文書及び京都府病虫害防除所のホームページ等でお知らせするので、最新の情報を確認してください。

また、令和 7 年 1 月 8 日付け 7 病第 1 号「植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づく措置（たけのこのシナチクノメイガに対する防除）について」の措置は、ノメイガ類にシナチクノメイガが含まれることから、本通知をもって終了します。

表 植物防疫法第 2 9 条第 1 項に基づきノメイガ類に使用できる防除薬剤

農薬名	作物名	適用 病虫害	希釈 倍率	散布液量	使用時期	使用 回数	使用 方法
エスマルク DF	野菜類	コナガ	1,000～ 2,000 倍	100～300 リットル/10a	発生初期 但し、収穫前日 まで	－	散布

注）上記薬剤の登録内容は令和 7 年 9 月 1 日時点

本害虫には、発生初期に薬剤散布を実施する。

なお、希釈倍数、散布液量、使用時期、使用回数、使用方法は、野菜類の「コナガ」に対する登録内容に準ずる。

また、上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、使用した農薬の使用量、場所等について帳簿に記載すること。

参考

植物防疫法第 2 9 条第 1 項

有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる。